

ダム工事標準積算基準読替対照表

ダム工事標準積算基準（農政事業調整課）	ダム工事積算指針（農林水産省）	備考
<p style="text-align: center;">ダム工事標準積算基準（農政事業調整課）</p> <div style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p>平成16年 9月7日設計第 393 号 農政部長から各支庁長あて 一部改正 平成20年9月12日事調第653号 一部改正 令和4年12月5日事調第790号</p> </div> <p>図書表紙 図書名称：ダム工事標準積算基準 ：農政課農村振興局事業調整課</p> <p>第1章 総則 ①適用範囲等 ①-1 適用範囲</p> <p>土地改良事業等に係るダム工事の請負工事費の積算については、<u>土地改良事業等請負工事の価格積算要綱（昭和52年2月22日付け開総第195号農地開発部長から各支庁長あて）</u>（以下「要綱」という。）及び「<u>土地改良事業等請負工事の価格積算要領（同）</u>」（以下「要領」という。）に定めるもののほか、この「<u>ダム工事標準積算基準</u>」（以下「基準」という。）によるものとし、もってダム工事の請負工事費の積算の適正を期するものである。なお、「<u>要綱</u>」、「<u>要領</u>」及び「<u>基準</u>」以外でダム工事の積算にかかる資料は下記のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. <u>土地改良事業等請負工事の共通仮設費算定基準（昭和52年2月22日付け開総第195号農地開発部長から各支庁長あて）</u> 2. <u>土地改良事業等機械経費積算要領（昭和57年4月1日付け開総第189号農地開発部長から各支庁長あて、以下「機械経費積算要領」という。）</u> 3. <u>土地改良事業等請負工事仮設材経費算定基準（平成14年3月19日付け設計第1529号農政部長から各支庁長あて、以下「仮設材経費算定基準」という。）</u> 4. <u>土地改良事業等適用標準歩掛（平成17年9月29日付け事調第592号農政部長から各支庁長あて、以下「標準歩掛」という。）</u> 5. <u>土地改良事業等請負工事積算基準等の運用（平成17年9月29日付け事調第589号農政部長から各支庁長あて、以下「標準歩掛の運用」という。）</u> 6. <u>土地改良事業等適用施工パッケージ型積算方式の試行（平成29年9月25日事調第598号農政部長から各振興局長あて、以下「施工パッケージ型積算基準」という。）</u> 7. <u>農政課制定土地改良事業等単価表（以下「農政課単価表」という。）</u> 8. <u>農林水産省制定土地改良事業等請負工事標準歩掛（以下「農水標準歩掛」という。）</u> 9. <u>農林水産省制定土地改良事業等請負工事の積算参考歩掛（以下「農水標準歩掛」という。）</u> <p>ただし、これらの定めのない場合には、適宜積算するものとする。</p> <p>② 施工計画 【 略 】</p> <p>③ 材料</p> <p>③-1 価格の決定 【 略 】</p> <p>③-2 セメント 【 略 】</p> <p>③-3 軽油</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 軽油の単価 軽油単価は、ローリー単価を標準とする。 2. 軽油取引税の取扱い ダム本体工事における原石採取作業に使用を予定する軽油の価格については、地方税法・同施行令の適用について事前に関係機関（課税課・税務課）と十分協議の上、適正な運用を図るものとする。 なお、取引税の率は変更もあり得るので各年度確認し積算すること。 	<p style="text-align: center;">ダム工事積算指針（農林水産省）</p> <div style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p>平成16年3月30日 15 農振第 2822 号 農村振興局長から各地方農政局長あて 一部改正 平成20年3月31日 19 農振第 2209 号 一部改正 令和4年 3月25日 3 農振第 2712 号</p> </div> <p>図書表紙 図書名称：ダム工事積算指針 ：農林水産省農村振興局整備部</p> <p>第1章 総則 ①適用範囲等 ①-1 適用範囲</p> <p>土地改良事業等の直轄事業におけるダム工事の請負工事費の積算については、「<u>土地改良事業等請負工事の価格積算要綱</u>」（以下「要綱」という。）及び「<u>土地改良事業等請負工事積算基準</u>」（以下「積算基準」という。）に定めるもののほか、この「<u>ダム工事積算指針</u>」（以下「指針」という。）によるものとし、もってダム工事の請負工事費の積算の適正に資するものとする。</p> <p>② 施工計画 【 略 】</p> <p>③ 材料</p> <p>③-1 価格の決定 【 略 】</p> <p>③-2 セメント 【 略 】</p> <p>③-3 軽油</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 軽油の単価 軽油単価は、ローリー単価を標準とする。 2. 軽油取引税の取扱い ダム本体工事における原石採取作業に使用を予定する軽油の価格については、地方税法・同施行令の適用について事前に関係機関（県地方税課等）と十分協議の上、適正な運用を図るものとする。 なお、取引税の率は変更もあり得るので各年度確認し積算すること。 	<p>※読替内容の改正箇所は朱書で掲載</p> <p style="color: red; margin-top: 20px;">今回 農水省の積算指針の変更は別紙、新旧対照表のとおり</p>

ダム工事標準積算基準読替対照表

ダム工事標準積算基準（農政事業調整課）	ダム工事積算指針（農林水産省）	備考
<p>③-4 電気料金 電気料金の構成は、基本電力料と電力量料金（使用電力料金）に大別される。 基本電力料は、「<u>共通仮設費算定運用基準</u>」に基づき役務費に計上し、電力量料金は各歩掛の単価表に計上する。 なお、電力量料金は各電力会社の定める電気供給約款の契約種別によって定まる。</p> <p>④ 労務単価 ④-1 労務単価 労務単価は、「<u>農政部単価</u>」によるものとする。 基準作業時間外の作業及び特殊条件により作業に従事して支払われる賃金を割増賃金といい、割増賃金は従事した時間及び条件によって加算する。</p> <p>④-2 労務単価補正 【 略 】</p> <p>⑤ 機械経費 機械損料及び運転経費は、「<u>機械経費積算要領</u>」による。 ただし、これにより難しい場合は、適正と認められる実情又は資料によるものとする。</p> <p>第2章 フィルダム土工</p> <p>① 土工計画 ①-1 土工計画 【 略 】</p> <p>①-2 掘削分類 1. 土質分類 1-1 土及び岩の分類 【 略 】</p> <p>2. 土量換算係数 ダム工事において盛土及び埋戻作業に係る土量の配分計画の策定にあたっては、土量換算係数を考慮する。 なお、土量換算係数は、「<u>施工パッケージ型積算基準</u>」土量換算係数を標準とするが、扱ひ量が大量の場合は、あらかじめ試験施工等を行い、その試験値によるものとする。</p> <p>①-3 作業工種別の考え方 1. 掘削分類等 【 略 】</p> <p>1-1 掘削分類 (1) 掘削分類 掘削分類の土質、岩質は「<u>農業土木工事共通仕様書</u>」4.3.1一般事項による。</p> <p>1-2 土質による施工区分 (1) 土質による施工区分 【 略 】</p> <p>1-3 工種別工法 【 略 】</p> <p>～</p> <p>3-5 ずり押し落し作業 【 略 】</p> <p>①-4 土工機械の組合せ 【 略 】</p> <p>～</p> <p>①-11 岩盤余掘り 【 略 】</p> <p>② 標準作業量及び歩掛 ②-1 土石掘削の標準作業量 【 略 】</p> <p>②-2 岩石掘削の標準歩掛（ベンチカット） 1. 本体ベンチカット工（基礎掘削）</p>	<p>③-4 電気料金 電気料金の構成は、基本電力料と電力量料金（使用電力料金）に大別される。 基本電力料は、「<u>土地改良事業等共通仮設費算定基準</u>」（以下「<u>共通仮設費算定基準</u>」という。）に基づき役務費に計上し、電力量料金は各歩掛の単価表に計上する。 なお、電力量料金は各電力会社の定める電気供給約款の契約種別によって定まる。</p> <p>④ 労務単価 ④-1 労務単価 労務単価は、「<u>公共工事設計労務単価</u>」によるほか、実情に即した賃金を採用するものとする。 基準作業時間外の作業及び特殊条件により作業に従事する事に伴い支払われる賃金を割増賃金といい、割増賃金は従事した時間及び条件によって加算する。</p> <p>④-2 労務単価補正 【 略 】</p> <p>⑤ 機械経費 機械損料及び運転経費は、「<u>土地改良事業等請負工事機械経費算定基準</u>」（以下「<u>機械経費算定基準</u>」という。）による。 ただし、これにより難しい場合は、適正と認められる実情又は資料によるものとする。</p> <p>第2章 フィルダム土工</p> <p>① 土工計画 ①-1 土工計画 【 略 】</p> <p>①-2 掘削分類 1. 土質による分類 【 略 】</p> <p>2. 土量換算係数 ダム工事において盛土及び埋戻作業に係る土量の配分計画の策定にあたっては、土量換算係数を考慮する。 なお、土量換算係数は、「<u>標準歩掛</u>」1. ①. 2土量換算係数を参考とするが、扱ひ量が大量の場合は、あらかじめ試験施工等を行い、その試験値によるものとする。</p> <p>①-3 作業工種別の考え方 1. 掘削分類等 【 略 】</p> <p>1-1 掘削分類 (1) 掘削分類 掘削分類の土質、岩質は農林水産省農村振興局制定「<u>土木工事共通仕様書</u>」第1編 3-3-1一般事項による。</p> <p>1-2 土質による施工区分 (1) 土質による施工区分 【 略 】</p> <p>1-3 工種別工法 【 略 】</p> <p>～</p> <p>3-5 ずり押し落し作業 【 略 】</p> <p>①-4 土工機械の組合せ 【 略 】</p> <p>～</p> <p>①-11 岩盤余掘り 【 略 】</p> <p>② 標準作業量及び歩掛 ②-1 土石掘削の標準作業量 【 略 】</p> <p>②-2 岩石掘削の標準歩掛（ベンチカット） 1. 本体ベンチカット工（基礎掘削）</p>	

ダム工事標準積算基準読替対照表

ダム工事標準積算基準（農政事業調整課）	ダム工事積算指針（農林水産省）	備考
<p style="text-align: center;">【 略 】</p> <p style="text-align: center;">～</p> <p>3. 岩石小割工 【 略 】</p> <p>4. 岩盤面処理 (1) 仕上げ掘削 仕上げ掘削の歩掛は「<u>施工パッケージ型積算基準</u>」B～0810 土工の大型ブレーカ掘削を標準とする。現場条件等によりこれにより難しい場合はピックハンマ等によるものとし、歩掛は適正と認められる実績又は資料によるものとする。</p> <p>(2) 岩盤清掃 【 略 】</p> <p>5. 法面仕上げ 法面仕上げは「<u>施工パッケージ型積算基準</u>」B～1100 法面整形工の人力による切土整形を準用する。ただし、これにより難しい場合は別途考慮する。</p> <p>6. その他 【 略 】</p> <p>③ 単価表 【 略 】</p> <p>第3章 フィルダム堤体工 【 略 】</p> <p>第4章 フィルダム洪水吐工 【 略 】</p> <p>第5章 フィルダム監査廊工 ① 監査廊工計画 【 略 】</p> <p>② 作業量及び歩掛 ②-1 内空断面 ②-2 掘削 【 略 】</p> <p>②-3 コンクリート打設 監査廊のコンクリート打設の歩掛については「<u>施工パッケージ型積算基準</u>」D～1000 コンクリート工に準ずるが、これにより難しい場合は別途考慮する。</p> <p>②-4 型枠工 【 略 】</p> <p style="text-align: center;">～</p> <p>②-9 遮水性材コンクリート接着面処理 【 略 】</p> <p>第6章 ボーリンググラウチング工 【 略 】</p> <p>第7章 コンクリートダム堤体工 【 略 】</p>	<p style="text-align: center;">【 略 】</p> <p style="text-align: center;">～</p> <p>3. 岩石小割工 【 略 】</p> <p>4. 岩盤面処理 (1) 仕上げ掘削 仕上げ掘削の歩掛は「<u>標準歩掛</u>」1. ⑦. 5-3 大型ブレーカ掘削を標準とする。現場条件等によりこれにより難しい場合はピックハンマ等によるものとし、歩掛は適正と認められる実績又は資料によるものとする。</p> <p>(2) 岩盤清掃 【 略 】</p> <p>5. 法面仕上げ 法面仕上げは「<u>標準歩掛</u>」1. ⑭ 人力法面仕上げを準用する。ただし、これにより難しい場合は別途考慮する。</p> <p>6. その他 【 略 】</p> <p>③ 単価表 【 略 】</p> <p>第3章 フィルダム堤体工 【 略 】</p> <p>第4章 フィルダム洪水吐工 【 略 】</p> <p>第5章 フィルダム監査廊工 ① 監査廊工計画 【 略 】</p> <p>② 作業量及び歩掛 ②-1 内空断面 ②-2 掘削 【 略 】</p> <p>②-3 コンクリート打設 監査廊のコンクリート打設の歩掛は「<u>標準歩掛</u>」3. コンクリート工③コンクリートに準ずるが、これにより難しい場合は別途考慮する。</p> <p>②-4 型枠工 【 略 】</p> <p style="text-align: center;">～</p> <p>②-9 遮水性材コンクリート接着面処理 【 略 】</p> <p>第6章 ボーリンググラウチング工 【 略 】</p> <p>第7章 コンクリートダム堤体工 【 略 】</p>	<p style="text-align: center;">備考</p>

ダム工事標準積算基準読替対照表

ダム工事標準積算基準（農政事業調整課）	ダム工事積算指針（農林水産省）	備考
<p>第8章 仮設費及び共通仮設費</p> <p>① 基本事項 【略】</p> <p>② 仮設費 【略】</p> <p>②-1 工事施工上必要なヤード及び機械設備等の設置、撤去、保守に要する費用 【略】</p> <p>②-2 電力・用水等の供給設備の設置、撤去、保守に要する費用</p> <p>1 電気設備 想定される使用電力量に基づき、適切な電気設備を計画する。それに基づいて変電所設備、電気供給設備（変電所設備を除く）、照明等の負荷設備の設置撤去及び運転、維持保守等に要する費用を積上げる。 なお、<u>支給品</u>の電力は基本料金及び電力量料金とも無価とする。</p> <p>1-1 電気設備の積算 【略】</p> <p>1-2 電気設備の積算項目 【略】</p> <p>1-3 受変電設備 受変電設備は、施工計画及び機械使用工程を基に慎重に検討し決定する。設置撤去については、「<u>農水参考歩掛</u>」13.④仮設電気を参考に積算する。</p> <p>1-4 配電設備 配電設備は、負荷容量、工事工程、安全等を考慮し、配線ルートは、工事目的物の構造、施工順序、他の仮設工事を考慮し決定する。設置撤去については、「<u>農水参考歩掛</u>」13.④仮設電気を参考に積算する。</p> <p>1-5 電気料金 支給品以外の電気料金の取扱いは、以下を標準とする。</p> <p>(1) 基本料金 【略】</p> <p>(2) 電力量料金 電力量料金は、次により計上する。 電力量料金＝使用電力量料金単価（円/kWh）×使用電力量（kWh） 使用電力量（kWh）＝負荷設備容量（kW）×消費率（%）×運転時間（h） 各設備の消費率は、「<u>機械経費積算要領</u>」によることを標準とする。 なお、「<u>機械経費積算要領</u>」に記載なき設備については、次表を標準とする。</p> <p>(3) 電力量の算定 【略】</p> <p>(4) 電力量料金単価の算定 【略】</p> <p>1-6 電気設備の維持保守</p> <p>2. 給水設備 【略】</p> <p>3. 排水設備 【略】</p> <p>4. 給気設備 【略】</p> <p>②-3 工事用道路等の設置及び維持補修等に要する費用 【略】</p> <p>②-4 各設備への連絡通路等 【略】</p> <p>②-5 ボーリンググラウチング用仮設備 【略】</p> <p>②-6 防護施設の設置及び維持補修等に要する費用 【略】</p> <p>②-7 越冬における現場維持及び機械設備、電気設備等の保守、保安に要する費用 【略】</p>	<p>第8章 仮設費及び共通仮設費</p> <p>① 基本事項 【略】</p> <p>② 仮設費 【略】</p> <p>②-1 工事施工上必要なヤード及び機械設備等の設置、撤去、保守に要する費用 【略】</p> <p>②-2 電力・用水等の供給設備の設置、撤去、保守に要する費用</p> <p>1 電気設備 想定される使用電力量に基づき、適切な電気設備を計画する。それに基づいて変電所設備、電気供給設備（変電所設備を除く）、照明等の負荷設備の設置撤去及び運転、維持保守等に要する費用を積上げる。 なお、<u>官給品</u>の電力は基本料金及び電力量料金とも無価とする。</p> <p>1-1 電気設備の積算 【略】</p> <p>1-2 電気設備の積算項目 【略】</p> <p>1-3 受変電設備 受変電設備は、施工計画及び機械使用工程を基に慎重に検討し決定する。設置撤去については、「<u>参考歩掛</u>」12.⑦仮設電気を参考に積算する。</p> <p>1-4 配電設備 配電設備は、負荷容量、工事工程、安全等を考慮し、配線ルートは、工事目的物の構造、施工順序、他の仮設工事を考慮し決定する。設置撤去については、「<u>参考歩掛</u>」12.⑦仮設電気を参考に積算する。</p> <p>1-5 電気料金 官給品以外の電気料金の取扱いは、以下を標準とする。</p> <p>(1) 基本料金 【略】</p> <p>(2) 電力量料金 電力量料金は、次により計上する。 電力量料金＝使用電力量料金単価（円/kWh）×使用電力量（kWh） 使用電力量（kWh）＝負荷設備容量（kW）×消費率（%）×運転時間（h） 各設備の消費率は、「<u>機械経費算定基準</u>」によることを標準とする。 なお、「<u>機械経費算定基準</u>」に記載なき設備については、次表を標準とする。</p> <p>(3) 電力量の算定 【略】</p> <p>(4) 電力量料金単価の算定 【略】</p> <p>1-6 電気設備の維持保守</p> <p>2. 給水設備 【略】</p> <p>3. 排水設備 【略】</p> <p>4. 給気設備 【略】</p> <p>②-3 工事用道路等の設置及び維持補修等に要する費用 【略】</p> <p>②-4 各設備への連絡通路等 【略】</p> <p>②-5 ボーリンググラウチング用仮設備 【略】</p> <p>②-6 防護施設の設置及び維持補修等に要する費用 【略】</p> <p>②-7 越冬における現場維持及び機械設備、電気設備等の保守、保安に要する費用 【略】</p>	<p>備考</p>

ダム工事標準積算基準読替対照表

ダム工事標準積算基準（農政事業調整課）	ダム工事積算指針（農林水産省）	備考
<p>②-8 交通安全管理等に要する費用 【 略 】</p> <p>②-9 その他 【 略 】</p> <p>③ 共通仮設費の積算 共通仮設費にかかる各項目の積算は、「要領」第5 1. 共通仮設費に定めるもののほか、この指針の定めによるものとする。</p> <p>③-1 率計算による算定 共通仮設費のうち運搬費、準備費、安全費、技術管理費及び営繕費等の各項目の率計算による算定は、「共通仮設費算定運用基準」別表-1に基づくものとする。 なお、率計算による算定に当たっては、下記に掲げる費用は対象金額に含めないものとする。</p> <p>(1) 【 略 】</p> <p>(2) 上記(1)を支給する場合の支給品費</p> <p>(3) 【 略 】</p> <p>(4) 【 略 】</p> <p>③-2 積上げ計算による算定 【 略 】</p> <p>④ 事業損失防止施設費 【 略 】</p> <p>⑤ 運搬費 【 略 】</p> <p>⑤-1 建設機械器具の運搬に要する費用</p> <p>1. 運搬費の計上項目 運搬費の計上項目については、適正と認められる実績または資料による。</p> <p>2. 建設機械器具の運搬等 質量 20 t 以上の建設機械の貨物自動車による搬入、搬出（組立・解体を含む）及び仮設材等の搬入・搬出に要する費用の積算は、「標準歩掛」A～1000 運搬費を参考とする。 ただし、トラッククレーン（油圧伸縮ジブ型 20～60 t 吊）及びラフテレーンクレーン（油圧伸縮ジブ型 20～50 t 吊）の分解、組立、輸送に要する費用は率の対象項目に含まれる。</p> <p>⑤-2 仮設材等の運搬に要する費用 【 略 】</p> <p>⑥ 準備費 【 略 】</p> <p>⑦ 安全費 【 略 】</p> <p>⑦-1 安全費の計上項目</p> <p>1. 特記仕様書、設計図書等により条件明示される費用 ・鉄道、空港関係施設等に近接した工事現場における出入口等に配置する安全管理要員等に要する費用</p> <p>2. 【 略 】</p> <p>3. 【 略 】</p> <p>4. 【 略 】</p> <p>5. 【 略 】</p> <p>⑦-2 岩石掘削時に必要な発破監視のための費用 【 略 】</p> <p>⑧ 役務費 【 略 】</p> <p>⑨ 技術管理費 【 略 】</p> <p>⑩ 営繕費等 【 略 】</p> <p>⑪ 単価表 【 略 】</p>	<p>②-8 交通安全管理等に要する費用 【 略 】</p> <p>②-9 その他 【 略 】</p> <p>③ 共通仮設費の積算 共通仮設費にかかる各項目の積算は、「積算基準」第5 1. 共通仮設費に定めるもののほか、この指針の定めによるものとする。</p> <p>③-1 率計算による算定 共通仮設費のうち運搬費、準備費、安全費、技術管理費及び営繕費等の各項目の率計算による算定は、「共通仮設費算定基準」第3 別表-1に基づくものとする。 なお、率計算による算定に当たっては、下記に掲げる費用は対象金額に含めないものとする。</p> <p>(1) 【 略 】</p> <p>(2) 上記(1)を支給する場合の管給品費</p> <p>(3) 【 略 】</p> <p>(4) 【 略 】</p> <p>③-2 積上げ計算による算定 【 略 】</p> <p>④ 事業損失防止施設費 【 略 】</p> <p>⑤ 運搬費 【 略 】</p> <p>⑤-1 建設機械器具の運搬に要する費用</p> <p>1. 運搬費の計上項目 運搬費の計上項目については、適正と認められる実績または資料による。</p> <p>2. 建設機械器具の運搬等 質量 20 t 以上の建設機械の貨物自動車による搬入、搬出（組立・解体を含む）及び仮設材等の搬入・搬出に要する費用の積算は、「標準歩掛」15. ①. 重建設機械分解組立運搬を参考とする。 ただし、トラッククレーン（油圧伸縮ジブ型 20～60 t 吊）及びラフテレーンクレーン（油圧伸縮ジブ型 20～50 t 吊）の分解、組立、輸送に要する費用は率の対象項目に含まれる。</p> <p>⑤-2 仮設材等の運搬に要する費用 【 略 】</p> <p>⑥ 準備費 【 略 】</p> <p>⑦ 安全費 【 略 】</p> <p>⑦-1 安全費の計上項目</p> <p>1. 特別仕様書、設計図書等により条件明示される費用 ・鉄道、空港関係施設等に近接した工事現場における出入口等に配置する安全管理要員等に要する費用</p> <p>2. 【 略 】</p> <p>3. 【 略 】</p> <p>4. 【 略 】</p> <p>5. 【 略 】</p> <p>⑦-2 岩石掘削時に必要な発破監視のための費用 【 略 】</p> <p>⑧ 役務費 【 略 】</p> <p>⑨ 技術管理費 【 略 】</p> <p>⑩ 営繕費等 【 略 】</p> <p>⑪ 単価表 【 略 】</p>	

ダム工事標準積算基準読替対照表

ダム工事標準積算基準（農政部事業調整課）	ダム工事積算指針（農林水産省）	備考
<p>第9章 現場管理費</p> <p>① 現場管理費の積算 現場管理費の積算は、「要領」第5の2. 現場管理費による。</p> <p>第10章 一般管理費等</p> <p>① 一般管理費等の積算 一般管理費等の積算は、「要領」第6の3. 一般管理費等の算定による。</p> <p>第11章 その他</p> <p>① 仮排水路</p> <p style="margin-left: 20px;">1. 一般 【略】</p> <p style="margin-left: 20px;">2. 仮排水トンネル 仮排水トンネルの積算は、「農水標準歩掛」11. トンネル工を準用する。 なお、「農水標準歩掛」11. トンネル工により難しい場合は適正と認められる実績又は資料により積算するものとする。</p> <p>② 仮締切工 【略】</p>	<p>第9章 現場管理費</p> <p>① 現場管理費の積算 現場管理費の積算は、「積算基準」第5の2. 現場管理費による。</p> <p>第10章 一般管理費等</p> <p>① 一般管理費等の積算 一般管理費等の積算は、「積算基準」第6の3. 一般管理費等の算定による。</p> <p>第11章 その他</p> <p>① 仮排水路</p> <p style="margin-left: 20px;">1. 一般 【略】</p> <p style="margin-left: 20px;">2. 仮排水トンネル 仮排水トンネルの積算は、「標準歩掛」11. トンネル工を準用する。 なお、「標準歩掛」11. トンネル工により難しい場合は適正と認められる実績又は資料により積算するものとする。</p> <p>② 仮締切工 【略】</p>	<p>備考</p>